

「地域活動支援貸出事業」のご案内

洲本市社会福祉協議会では、地域で行われている「福祉学習」や「地域交流事業」などの取り組みを支援し、地域活動の推進を図ることを目的に各種物品の貸出しを行います。

1. 貸出対象

活 動	○地域で行われる交流活動 ○地域や学校などで行われる福祉学習 ○本会登録ボランティアグループなどの行うボランティア活動
グループ・団体	町内会、ふれあいサロン、ふれあい給食、ミニデイサービス ボランティアグループ、福祉施設、学校など

2. 貸出手続き

①貸出しを希望する物品の空き状況確認

* 予約の受付は3か月前から（先着順）

②申請用紙の記入・提出

* 所定の申請書を記入の上、洲本市社協まで提出下さい。

③物品の貸出し

* 注意事項を確認してご使用ください。

④物品の返却

* 使用後は洗浄・点検等を行ってから返却をお願いします。

3. 貸出費用・期間

年会費 1000 円お支払いいただきます。

期間は原則最大 1 週間です。

4. 注意事項

○貸出し状況により、申請後の日程変更は出来ない場合があります。

○持ち運びの際には、振動・衝撃などに十分ご注意ください。

○取扱説明書などを確認してから使用をお願いします。

○返却の際には、備品の紛失や物品の破損がないかご確認下さい。

○万が一、紛失や破損などがあれば修復費用の負担をお願いいたします。

○使用にあたり、申請時の使用目的以外の使用や他団体への転貸はご遠慮下さい。

○貸出中の事故などに関しては全て自己責任となりますので十分に注意して使用して下さい。

○上記を厳守いただけない場合、今後貸出しを停止させていただきます。

* 多くの方が気持ちよく利用できるようご協力をお願いします。



【問い合わせ先】 社会福祉法人 洲本市社会福祉協議会

洲本支部 (TEL : 26-0022 / FAX : 26-0021) 五色支部 (TEL : 35-1166 / FAX : 35-1167)